

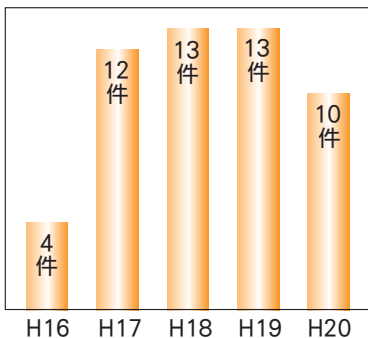
11月は児童虐待防止推進月間です

助けての
小さなサイン
受け止めて

社会全体で解決すべき問題に



◆本町の児童虐待相談件数



近年、幼い命が奪われる悲惨な事件が連日のように報道されるなど、児童虐待問題は社会全体で解決しなければならない重大な課題となつてきています。利用ください。

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数は年々増加の一途をたどり、昨年度は4万件を超えました。このことは本町においても例外ではなく、本年度は宮古児童相談所へ4月から9月までの半年ですでに10件の相談が寄せられており、昨年を上回ることが予想されます。児童虐待を防止するため、町では児童虐待に関する情報の提供をお願いしているほか、子育てに関する相談窓口を開設していますので、どうぞお気軽にご利用ください。

児童虐待防止に関する各種行事が行われます

——児童虐待防止に関する講演会——

- ▷日時 11月12日(水) 午後6時～7時半
- ▷場所 町中央公民館小ホール
- ▷演題 「虐待の現状を通して ～虐待の早期発見と予防支援について」
- ▷講師 田村幹雄さん(宮古児童相談所所長)
- ▷申込期限 10月31日
- ▷申込先・問い合わせ 役場保健福祉課児童福祉担当(直通82-3113) へどうぞ。

—「ストップ・子ども虐待」キャンペーン—

- ▷日時 11月15日(土) 午後1時半～3時半
- ▷場所 宮古市民文化会館
- ▷内容 児童虐待の現状と対応についての説明、地域活動実践報告、演劇「ストップ・子ども虐待」の上演
- ▷問い合わせ 宮古児童相談所(☎62-4059) へどうぞ。

- ▽相談内容 18歳未満の子供に関する養育、障がい、非行などの問題全般
- ▽相談方法 電話または面接相談(匿名での相談もでき、内容の秘密は固く守られます)
- ▽受付時間 午前8時半～午後5時半(休祝日を除く)
- ◆相談先 役場保健福祉課児童福祉担当(直通82-3113)

- ◆報告先 役場保健福祉課児童福祉担当(直通82-3113)
- ※緊急時には夜間・休日でも受け付けます。☎82-3111 へご連絡ください。
- 情報をお寄せください
皆さんの近所で児童虐待を疑われるようなことがありましたら、至急情報をお寄せください。調査の結果虐待ではなかったとしても、情報を提供した方の責任は問われません。また、情報を提供した方の氏名などの秘密は固く守られます。